

## ○福島大学学術振興基金運営委員会規程

制定 平成11年12月1日

**改正** 平成12年2月28日 平成12年3月31日 平成13年3月26日 平成14年3月19日  
平成16年4月1日 平成16年9月21日 平成17年4月1日 平成19年3月30日  
平成20年3月4日 平成22年4月20日 平成26年9月16日

(設置)

**第1条** 福島大学学術振興基金規則第6条の規定に基づき、福島大学学術振興基金の適正かつ有効な運用を図るため、福島大学学術振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項及び事業の運用・執行について審議する。

- 一 学術振興基金の管理に関する事項
- 二 学術振興基金の運用に関する事項
- 三 学術振興基金による事業計画及び事業予算に関する事項
- 四 研究協力に関する事業
- 五 叢書刊行に関する事業
- 六 その他学術振興を推進する事業

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）
  - 二 研究推進委員会から選出された学系長委員 2人
  - 三 各学類から選出された教員 各1人 計4人
  - 四 研究振興課長
  - 五 財務課長
  - 六 その他委員会が適当と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は副学長をもって充て、副委員長には第1項第2号及び第3号より互選された委員をもって充てる。

(任期)

**第4条** 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(会議の招集及び議長)

**第5条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

- 2 委員長は、委員の半数以上が会議の開催を要求した場合は、速やかに会議を招集しな

なければならない。

(定足数及び議決)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

**第8条** 委員会に関する事務は、研究振興課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

2 この規程の施行の日に第3条第2号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年2月28日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に現に委員である者は、この規程により選出されたものとみなし、その任期はなお従前の例による。

3 この規程の施行後、新たに選出される第3条第1項第3号の委員は1人とし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

#### 附 則

1 平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に現に委員である第3条第1項第3号の者は、この規程により選出されたものとみなし、その任期はなお従前の例による。ただし、当該委員のう

ち2人の任期は、平成19年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 福島大学学術振興委員会規程（平成11年12月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。